

弔意を表す場合の基準、及び事務の取り扱いについて

(公社) 東京都山岳連盟

第1項 目的

この基準、及び事務の取り扱い（以下 基準とする）は、(公社) 東京都山岳連盟（以下 当岳連とする）に関わる者に対する弔意を表す場合の対象やその表し方、また、事務の扱い等について定めるものである。

第2項 この基準を適用する場合の対象者

- 1 当岳連の理事、監事
- 2 当岳連の事務局員、専門委員
- 3 当岳連の顧問、顧問弁護士、顧問ドクター
- 4 当岳連の参与
- 5 日本山岳協会及び他都府県山岳連盟、山岳協会の会長、副会長
- 6 その他、当岳連の発展に著しく尽力し、功績のあった故人、または、三役会が弔意を表すことが必要と認めた故人

第3項 供物等については以下（表1）を基準とする

1 <表1>

対象者	香典の額 (円)	花輪等	弔電	その他
第2項の1	10,000	送る		
2	5,000			
3	10,000	送る		
4	5,000～			
5	5,000～	送ることができる		
6	5,000～	送ることができる	列席できない場合	

- 2 表1の適用が困難な場合については、三役会の協議による。
- 3 葬儀が行われる場合は、可能な限り会長、または、これに代わる者が列席する。また、列席に必要な交通費等は、旅費規定により請求できる。

第4項 この基準の事務の取扱

- 1 専務理事は、この基準の実施が必要な連絡があったときは、直ちに会長に連絡し、対応を協議すると共に、事務局長をとおして関係者へ指示・連絡をする。
- 2 総務部長は、事務局長の指示により、表1に基準される香典等の用意、花輪の発注、弔電の文書の作成や発送を行う。また、このことを直近の運営委員会に於いて報告する。
- 3 財務部長は、この基準の実施に必要な経費を確保し、支出に関わる事務を行う。

第5条 この基準の改定について

- 1 この基準は、必要により事務局会議の協議により改定することができる。改定があった場合は、総務部長は、運営委員会で報告する。

第6条 その他

- 1 この基準は、平成26年5月1日より実施する。